

個人市・道民税の申告受付

左の表のとおり、3月15日(木)まで受付します。受付期間中は、各会場以外での申告受付は行っていません。

申告時に必要なもの

- (1) 印鑑
- (2) 源泉徴収票、事業・不動産収入のある方は収支計算書
- (3) 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の支払額わかるもの・領収書(納付書は28年度と29年度の両方が必要)
- (4) 国民年金保険料控除証明書
- (5) 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、18年末まで

お問合せ 税務室市民税担当

☎ 21・3211

※ 東部4支所管内の方は、各支所の市民福祉課へ。

市・道民税申告会場一覧 (3月分)

地域	月日	申告会場	対象町名	
			9時30分～正午	13時～15時30分
本庁・湯川支所・亀田支所・銭亀沢支所管内	3/1(木)	函館アリーナ(多目的会議室)	西旭岡1、西旭岡2、西旭岡3、旭岡、滝沢	深堀、駒場、広野
	3/2(金)	銭亀沢支所(2階会議室)	銭亀、中野	根崎、高松
	3/5(月)		志海苔、瀬戸川、赤坂、新湊、石倉、白石	古川、豊原、石崎、鶴野
	3/6(火)		本通1、本通2	本通3、本通4、桔梗
	3/7(水)	亀田福祉センター(1階講堂)	美原5、陣川	桔梗1、桔梗2、桔梗3、桔梗4
	3/8(木)		桔梗5、鍛冶1、鍛冶2	中道1、中道2
	3/9(金)		昭和1、昭和2、昭和3	昭和4、赤川1
	3/12(月)	市役所本庁舎(8階大会議室)	五稜郭、柳、松陰、人見、金堀、乃木	柏木、川原、昭和、亀田港
	3/13(火)	市役所本庁舎(8階大会議室)	本庁・湯川支所・亀田支所・銭亀沢支所管内全域	
	3/14(水)			
3/15(木)				

でに締結した長期損害保険料の控除証明書

- (6) 障害者手帳または市が発行する障害者控除対象者認定書
- (7) 医療費控除を受ける方は、医療費の領収書と次の4点を記載した明細書
- (8) 本人確認書類

- ① 受診者② 病院・ドラッグストア等③ 医療費の区分(内容)または購入した医薬品の名称④ 支払った金額および補てんされた金額

※ 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると明細の記入を省略できます。

※ セルフメディケーション税制の適用を申告される方は別途書類が必要です。

- ① 個人番号カード
- ② 通知カードと運転免許証、公的医療保険の被保険者証、年金手帳等のいずれか一つ
- ③ 個人番号が記載された住民票の写しと運転免許証、公的医療保険の被保険者証、年金手帳等のいずれか一つ

函館税務署からのお知らせ

申告書は自分で作成して、早めの提出を

29年分の所得税および復興特別所得税、贈与税の確定申告書の提出期限は3月15日(木)、消費税および地方消費税(個人事業者)の提出期限は4月2日(月)です。

期限間近になりますと、税務署は大変混雑しますので、「前年の申告書控え」や「確定申告書の手引き」を参考に確定申告書を作成し、お早めに提出してください。

国税庁のHP「確定申告書等作成コーナー」には、給与所得や年金所得のみの方専用の操作しやすい画面もありますので、ぜひご利用ください。

お問合せ 函館税務署 ☎ 31・3171

市税の納め忘れはありませんか

市・道民税、固定資産税、軽自動車税の納期が過ぎましたが、納め忘れはありませんか。納税通知書をもう一度ご確認ください。

納税相談 税務室納税担当 ☎ 21・3246

軽自動車税申告書の提出を

軽自動車税は4月1日現在、次の車両を所有する方に課税されます。これらの車両を譲渡・廃車したときや函館市から転出したときは、申告書を提出してください。

▽原動機付自転車(排気量125cc以下)・小型特殊自動車は、税務室市民税担当(☎21・3207)・各支所

▽軽自動車(二輪、三輪を含む)は、全国軽自動車協会連合会函館事務所(☎050・3816・1764)

▽二輪小型自動車(排気量250cc超)は、函館地区家用自動車協会(☎49・6378)※運輸支局での変更手続きと別に、同協会へ申告書の提出が必要。

軽自動車税の課税免除

商品であって使用されていない軽自動車等で一定の要件を満たすものは、申請があったものに限り、軽自動車税の課税免除を受けることができます。

添付書類 古物商許可証(写) 申請期間 4月2日(月)～16日(月)(期限厳守) お問合せ 税務室市民税担当 ☎ 21・3207